

蜂の巣の駆除費用を補助します

町では、蜂の巣の駆除費用の一部を補助します。
蜂の巣の駆除は、次の駆除業者に依頼してください。

駆除業者

・静内地区（春立・東別を除く）

(有)太田養蜂場
静内御幸町6丁目3-26
☎42-2618

・三石地区及び静内春立・東別地区

(有)みつしい環境サービス
三石蓬栄126
☎34-2488

補助申請手続

次のものをご持参の上、静内庁舎生活環境課・三石庁舎地域振興課の窓口で行ってください。

1. 蜂駆除業者の領収書（原本）
2. 口座情報がわかるもの（通帳等）
3. 身分証明書（免許証など）のコピー

補助対象地域

新ひだか町全域

※駆除した蜂の巣が住宅敷地または牧場施設敷地内にあった場合のみ

対象となる駆除期間

令和4年4月1日（金）から12月31日（土）の間に駆除を行ったもの

受付期間

令和4年7月1日（金）から令和5年1月31日（火）まで

※受付終了日までに申請のない駆除費用は、補助金を支払えませんのでご注意ください。

補助金額

巣1個につき4,000円までを自己負担とし、4,000円を超えた分を補助金額とします。

補助金交付方法

申請者の口座へ振込します。

申請・問い合わせ先

（静内）生活環境課 電話 49-0289 （三石）地域振興課 電話 33-2112